

## 一般社団法人長野県農業会議 第94回常設審議委員会の概要

令和6年1月15日（月）に長野市「JA長野県ビル」において開催した、第94回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1 農地法等に基づく審議

##### (1) 第1号議案(資料②-正)

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、全て「許可相当」として意見回答することを決定しました。

#### 2 報告事項

##### (1) 令和6年度農業委員会組織関係予算の概要について（資料③）

##### (2) 営農型太陽光発電に係るガイドライン案について（資料④）

##### (3) 平成6年能登半島地震の被害状況と義援金の募集活動について

（資料⑤—1、⑤—2）

#### 3 その他

農業者年金の加入推進について（資料 年金①）

一般社団法人長野県農業会議 第94回常設審議委員会 出席者名簿

期日 令和6年1月15日  
場所 JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者29人、出席者27人

○印は出席者

氏 名			
正副会長	23 (会 長) 望月 雄内 ○	1 (副会長) 市川 覚 ○	8 (副会長) 田中 悦郎 ○
常設審議委員	2 小山田 武 ○	3 伊藤 利孝 ○	4 小泉 幸善 ○
	5 有馬 久雄 ○	6 高田 清人 ○	7 伊藤 兼彦 ○
	9 中島 完二 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 保木野 幸雄 ○
	12 藤沢 勉 ○	13 青木 保 ○	14 佐野 啓明 ○
	15 松永 晋一 ○	16 神農 佳人	17 中村 光男 ○
	18 千國 茂 ○	19 宮澤 清志 ○	20 小林 安男 ○
	21 所 弘志 ○	22 武重 正史 ○	24 瀧田 武司 ○
	25 金子 ゆかり	26 浅田 みさ子 ○	27 沼田 浩子 ○
	28 小林 文彦 ○	29 伊藤 洋人 ○	
県等	・県農政部農業政策課 安藤忠幸 課長補佐兼農業団体・共済係長、丸田慎太郎 農地調整係長、 北澤智美 行政事務員		
事務局	伊藤洋人 専務理事兼事務局長(前掲)、中島健貴 参事兼部長、小林佳昭 部長、 山際義人 部長代理、土屋剛志 次長、松田美夏 係長、 森住浩光 審議役、高橋一輝 主事、倉田幸代 嘱託		

一般社団法人長野県農業会議 第94回常設審議委員会次第

日 時：令和6年1月15日（月）13:00～  
場 所：長野市 ホテル国際21 2階「弥生」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案  
農地法第5条の規定による意見回答について

7 報告事項

- (1) 令和6年度農業委員会組織関係予算の概要について
- (2) 営農型太陽光発電に係るガイドライン案について
- (3) 令和6年能登半島地震の被害状況と義援金の募集活動について

8 その他

- (1) 農業者年金の加入推進について
- (2) 次回の開催計画について  
2月15日（木）13:30～ JA長野県ビル12階 「12A会議室」

9 議長退任

10 閉 会

# 主 要 会 務 報 告

(令和5年12月15日開催の常設審議委員会以降)

## 1 主催会議

### (1) 総務・情報部関係

12月15日	第93回常設審議委員会	(長野市)
12月19日	監査会	(長野市)
12月21日	平成6年度全国農業新聞北信越版検討会議	(長野市)

### (2) 農政・農地部関係

12月19日	農業委員会サポートシステム現地研修会	(佐久穂町)
12月20日	〃	(南箕輪村)
12月21日	〃	(富士見町)
12月25日	〃	(飯田市・宮田村)
12月26日	農業委員会サポートシステムにおける農地台帳の法定項目の更新研修会	(Web)
1月9日	地区常設審議委員会	(小諸市、塩尻市、長野市)
1月9日	農地利用最適化に係る月次情報交換会議	( )
1月10日	農業委員会サポートシステム現地研修会	(高森町)

### (3) 担い手・経営・年金部関係

12月20日	「雇用就農資金等」現地確認調査	(中南信2経営体)
1月6日	県農業法人等就業フェア	(伊那市)
1月13日	〃	(長野市)

## 2 組織関連の会議

12月16日	県選出国會議員と北信地域15市町村農業委員長との農政懇談会
12月18日	信州水田農業経営者会議第2回役員会
12月19日	〃 青年部事業に係る打合せ
12月20日	飯島町農業委員会農業者年金制度と加入推進研修会
12月20日	県農村女性フェスティバル
12月21日	県農業法人協会理事会
12月21日	県・JA県グループと県農業法人協会との農政懇談会
12月22日	小諸市農業委員会農業者年金加入推進研修会
12月22日	第6回農業経営戦略会議
12月26日	山形村農業委員会農業委員・推進委員研修会
12月27日	須坂市農業委員会農業者年金に関する学習会
12月28日	中野市永田地区における地域計画(地域における農業の将来の在り方)に係る座談会
1月9日	箕輪町農業委員会地域計画打合せ
1月10日	飯綱町農業委員会新任委員研修会

1月11日 県鉢花園芸組合第5回役員会  
 1月11日 県農業法人協会役員会  
 1月11日 全国農業新聞の普及に関する意見交換会  
 1月12日 第2回農業経営管理能力向上セミナー(県農業再生協議会担い手・農地部会)

### 3 その他の会議

12月18日 第12回信州の食を育む県民会議  
 12月19日 若林正俊元大臣合同葬儀  
 12月20日 中間管理事業評価委員会

### 4 要請等

実施日	内 容	提出先
12月15日	農地利用最適化の推進に関する要請事項	県知事、県議会正副議長



①

5 長農会議第 23 号の 9  
令和 5 年 12 月 15 日

駒ヶ根市農業委員長 様

長野県農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人長野県農業会議  
会長 望月 雄内

農地法第 4 条の規定による意見回答について

令和 5 年 12 月 8 日付農委～99 で依頼のありましたこのことについて、令和 5 年 12 月 15 日に開催しました第 93 回常設審議委員会において審議した結果、下記のとおりとしました。

記

1 意見回答 許可相当

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 30 年 5 月 15 日 30 農振第 78 号・最終改正令和 4 年 3 月 31 日 3 農振第 2887 号 以下、「国通知」という。）に基づき、一時転用許可を受けた者に対し、営農の適切な継続を確認するため、毎年、農業委員会へ出荷量を証する書面等を添付した「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」の提出を求めること。

また、国通知に基づき農地パトロール等の際に定期的に生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確認できないと判断される場合には、必要な指導助言を行ってください。

(問い合わせ先)

担 当 農政・農地部 小林 森住

TEL026-217-0291 FAX026-219-2953

E-mail [24nousei@nca.or.jp](mailto:24nousei@nca.or.jp)

②-正

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和6年1月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	2	3	0.00	17,612.00	17,612.00
小諸市	1	1	0.00	5,327.00	5,327.00
東御市	1	2	0.00	12,285.00	12,285.00
南信	0	0	0.00	0.00	0.00
中信	3	5	16,957.00	4,102.00	21,059.00
塩尻市	1	2	3,670.00	4,102.00	7,772.00
安曇野市	1	2	10,055.00	0.00	10,055.00
大町市	1	1	3,232.00	0.00	3,232.00
北信	1	2	5,104.00	1,292.00	6,396.00
長野市	1	2	5,104.00	1,292.00	6,396.00
合計	6	10	22,061.00	23,006.00	45,067.00

## 令和6年度農業委員会組織関係予算の概要について

令和6年1月15日

## I 令和6年度農業委員会組織関係予算の概要

国の令和6年度当初予算については、昨年12月22日に閣議決定(概算決定)され、1月開催の今通常国会に提案される。

このうち、令和6年度農業委員会組織関係予算については、これまでと同様に「農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進」に位置づけられており、地域計画(目標地図)の策定やその実現に向けて、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援するため、前年度並みの予算額が計上されている。

なお、主な関係予算の概要は次のとおり。

## 1 機構集積支援事業【27億4,800万円・対前年度900万円減、定額(10/10)】

本事業は、市町村農業委員会が実施する農地法等に基づく業務を効果的・効率的に遂行するため、遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援するもの。

また、都道府県農業委員会ネットワーク機構(農業会議)が行う農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修や、農業委員会を巡回支援するための体制強化の経費として、令和5年度と同額の2億3,000万円が計上されている。

このほか、令和5年度補正予算(農業委員会サポートシステム改修事業)により1億4,300万円が措置されており、農地所有者の国籍等の追加項目や住民基本台帳との照合等に係る農業委員会サポートシステムの改修に充てられる。

## 2 農業委員会交付金【47億1,800万円・対前年度同額、補助率:定額(10/10)】

本交付金は、農業委員・農地利用最適化推進委員の手当、事務局職員の設置、農地調査・資料整備にかかる経費を支援するもので、前年度と同額が計上された。

## 3 農地利用最適化交付金【45億6,000万円・対前年度5億4,000万円減、補助率:定額(10/10)】

本交付金は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動を支援するため、報酬の上乗せ条例の制定を条件に両委員の報酬財源として平成28年度より措置されてきたが、令和4年度に交付要綱の大幅な見直しが行われ、これまでの委員の報酬財源に加え、上乗せ条例がなくても最適化活動の事務費や臨時職員の人件費等として支出ができるよう運用改善が図られた。



こうした見直しにより徐々に活用が進んできたところであるが、令和5年度は、執行予定額が40億6,000万円、不用予定額が10億4,000万円(執行率80%)と前年度に続き10億円以上の不用を出す見込みとなったことから、令和6年度においては前年度より5億円余の減額予算となった。

令和6年度は、引き続き委員の報酬財源のほか、目標地区の素案作成など地域計画の策定に向けた事務費(臨時職員の人件費、業務委託費等)にも活用できることから、同予算の更なる活用が重要となっている。

1 令和5年度の国からの配分額と執行予定額(長野県:令和6年1月現在) (単位:千円)

令和5年度配分額	令和5年度執行予定額 (執行率)	予算活用市町村数
216,900	153,560 (70.8%)	62

2 令和6年度の市町村要望額(長野県:令和6年1月現在) (単位:千円)

令和6年度市町村要望額	予算活用市町村数	備考
162,890	61	※R6県予算は前年度配分額(216,900千円)を計上

3 交付金の配分方法の見直しについて

(1)令和4年度から交付金の配分基準の見直しが行われ、目標に対する達成状況(活動実績・成果実績)の評価点に応じて交付金を算定する方式に変更し、①推進委員等の実績に応じた交付金(報酬等の財源:全体の予算額7割)、②農業委員会の実績に応じた交付金(事務費の財源:全体の予算額3割)として一括交付される。

(2)令和5年度においては、原則として事務費の財源として交付される農業委員会の実績に応じた交付金を委員報酬に流用することを禁止する旨の通知が発出された。また、令和6年度は、流用を禁止する旨を要綱に記載する見込み。

(3)令和6年度においては、委員報酬の財源となる交付金の配分方法を単価方式に見直し、活動量が多いほど高い単価水準となる方向で検討している。

4 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金[5億2,300万円・対前年度同額、補助率:定額(10/10)]

都道府県農業会議(ネットワーク機構)が農地法に規定された業務を行うために係る予算(人件費や旅費等)が対象となり、前年度と同額が計上された。

5 地域計画策定推進緊急対策事業[13億5,900万円・対前年度5億6,000万円増、補助率:定額(10/10)]

本事業は、市町村が「地域計画」を策定するために必要な取組を支援する「市町村推進事業」のほか、農業委員会による目標地区の素案の作成の取組を支援する「農業委員会推進事業」が盛り込まれており、目標地区の素案作成をする際に必要となる地図の印刷費や非常勤職員の人件費、意向調査等の業務委託に係る経費等が支援対象となっており、対前年度5億6,000万円の増となった。

## II 令和6年度農業委員会組織関係予算の概算決定額の一覧

※太枠が農業委員会組織関係予算

令和6年度概算決定額	<参考> 令和5年度概算決定額
農地中間管理機構関連予算	農地中間管理機構関連予算
農地中間管理機構事業※国費部分のみ (40億1,300万円・対前年度2億7,800万円減)	農地中間管理機構事業※国費部分のみ (42億9,100万円)
機構集積協力金交付事業 (6億円・対前年度同額)	機構集積協力金交付事業 (6億円) ※この他、令和5年度補正予算で30億円措置
機構集積支援事業 (27億4,800万円・対前年度900万円減)  (1)遊休農地の所有者の利用意向調査 (2)所有者不明農地等の権利関係調査 (3)農業委員・推進委員の研修 (4)農業委員会サポートシステムの改修・維持管理 (5)農地情報のデータベースの運用 (6)都道府県機構の巡回支援 等	機構集積支援事業 (27億5,700万円) ※この他、令和5年度補正予算で1億4,300万円を措置 (1)遊休農地の所有者の利用意向調査 (2)所有者不明農地等の権利関係調査 (3)農業委員・推進委員の研修 (4)農業委員会サポートシステムの改修・維持管理 (5)農地情報のデータベースの運用 (6)都道府県機構の巡回支援 等
農業委員会交付金 (47億1,800万円・対前年度同額)	農業委員会交付金 (47億1,800万円)
農地利用最適化交付金 (45億6,000万円・対前年度5億4,000万円減)	農地利用最適化交付金 (51億円)
都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (5億2,300万円・対前年度同額)	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (5億2,300万円)
農地調整費交付金 (4,700万円・対前年度同額)	農地調整費交付金 (4,700万円)
農地中間管理機構関連対策	農地中間管理機構関連対策
農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業農村整備事業〈公共〉で実施) (677億9,500万円の内数・対前年度44億7,600万円増)	農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業農村整備事業〈公共〉で実施) (633億1,900万円の内数) ※この他、令和5年度補正予算で891億400万円の内数を措置
農地耕作条件改善事業 (198億4,300万円・対前年度2億円減)	農地耕作条件改善事業 (200億4,300万円)
地域計画策定推進緊急対策事業 (13億5,900万円・対前年度5億6,000万円増)	地域計画策定推進緊急対策事業(新規) (7億9,900万円)

新規就農者育成総合対策 (121億2,400万円) ・対前年度15億2,100万円増)	新規就農者育成総合対策 (106億300万円) ※この他、令和5年度補正予算で35億円措置
経営発展支援事業	経営発展支援事業
就農準備資金・経営開始資金	就農準備資金・経営開始資金
雇用就農資金	雇用就農資金
サポート体制構築事業	サポート体制構築事業
農業教育高度化事業	農業教育高度化事業
農業者キャリアアップ支援事業	農業者キャリアアップ支援事業(新規)
農業人材確保推進事業	農業人材確保推進事業
農業者年金事業 (760億7,500万円) ・対前年度1億8,900万円減)	農業者年金事業 (762億6,400万円)
特例付加年金助成補助金 (6億9,100万円) ・対前年度1億8,900万円減)	特例付加年金助成補助金 (8億8,000万円)
農業者年金給付費等負担金 (753億8,400万円・対前年度同額)	農業者年金給付費等負担金 (753億8,400万円)
(独)農業者年金基金運営費交付金 (46億6,000万円) ・対前年度4,700万円減)	(独)農業者年金基金運営費交付金 (47億700万円)

# 34-2 農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び 農業委員会による農地利用の最適化の推進 農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和6年度予算概算決定額 12,597 (13,146) 百万円  
地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数】  
(令和5年度補正予算額 143百万円)

## <対策のポイント>

農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき農地の将来像である目標地図の素案作成を含む、農地利用の最適化のための活動等に必要経費を支援します。

## <政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割)

## <事業の内容>

1. 農業委員会交付金 4,718 (4,718) 百万円  
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手  
当に必要な基礎的経費を交付します。

2. 機構集積支援事業 2,748 (2,757) 百万円  
【令和5年度補正予算：農業委員会サポートシステム改修事業】143百万円  
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農  
地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援  
します。

3. 農地利用最適化交付金 4,560 (5,100) 百万円  
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要  
する経費を支援します。

4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 523 (523) 百万円  
都道府県農業委員会ネットワーク機構 (都道府県農業会議) が行う農地法に  
規定された業務に要する経費を支援します。

5. 農地調整費交付金 47 (47) 百万円  
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

## (関連事業)

地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数  
地域計画の策定における目標地図の素案作成の取組等を支援します。

## <事業の流れ>



## 農業委員会

- 農地法等に基づく業務 (農地の権利移動に係る許可等)
- 農地利用の最適化のための活動 (農地集積・集約化、遊休農地解消等)

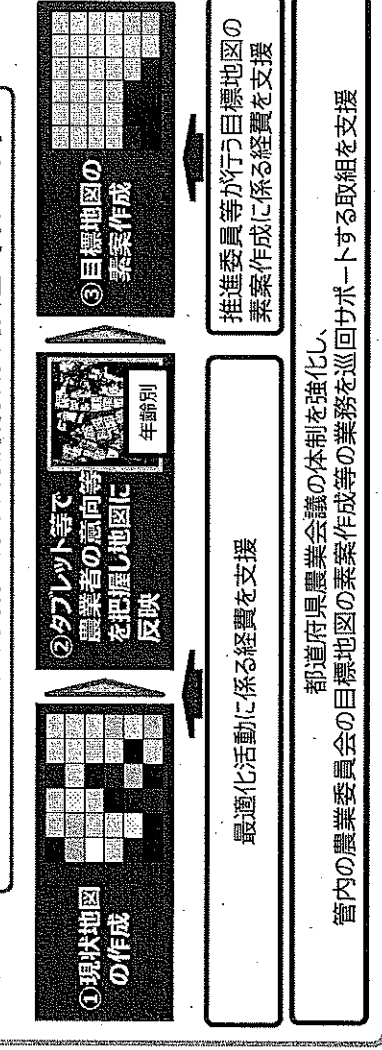
### 【T 農業委員会の活動事例】

農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。(担い手への集積率：63.9% (令和4年度))

※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート



## 農業委員会による目標地図の素案作成の推進 (イメージ)



【お問い合わせ先】 (1, 3, 4の事業) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)  
(2の事業) 農地政策課 (03-6744-2152)  
(5の事業) 農地政策課 (03-6744-2153)

# 33-1 地域計画の策定とその実現に向けた取組の推進のうち 地域計画策定推進緊急対策事業

【令和6年度予算概算決定額 1,359 (799) 百万円】

## <対策のポイント>

高齢化・人口減少が本格化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者等による話し合いを踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組を支援します。

## <政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

## <事業の内容>

### 1. 市町村推進事業

地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援します。

- ① 協議の実施・取りまとめ  
話し合いをコーディネートする専門家の活用、協議内容の取りまとめ等
- ② 地域計画案の取りまとめ  
協議の結果を踏まえた地域計画案の作成、関係者への説明等
- ③ 地域計画の公告・周知  
関係者、地域住民への周知等

### 2. 農業委員会推進事業

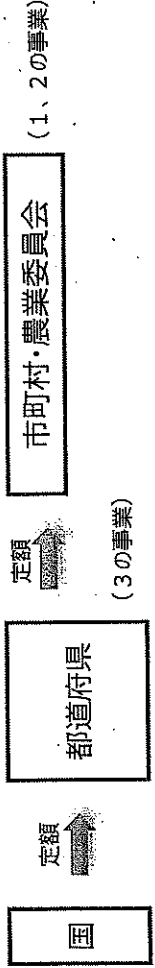
地域計画の策定における農業委員会による目標地図の素案の作成の取組を支援します。

### 3. 都道府県推進事業

地域計画の普及・推進に向けた都道府県の以下の取組を支援します。

- ① 市町村等への説明会や研修会の開催等
- ② 市町村等の取組への助言・指導

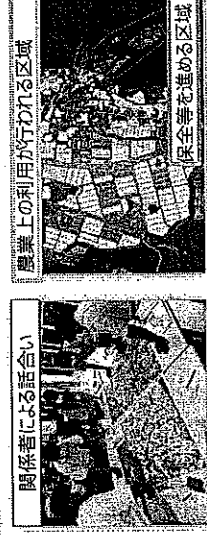
## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

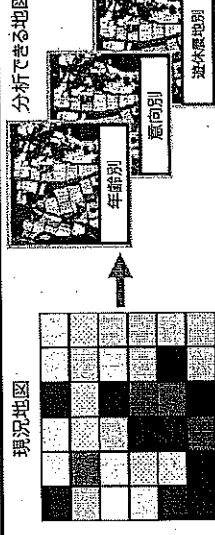
### 協議の実施・取りまとめ

農業者、市町村、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など幅広い関係者が参加し、取りまとめ



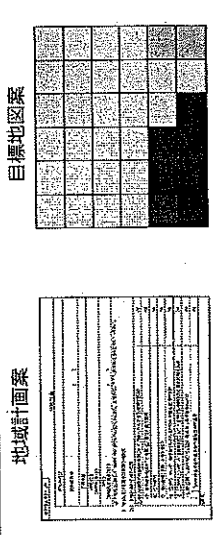
### 目標地図素案の作成

農業委員会は、現況地図を基に受け手ごとに集約化に向けた調整をできる限り実施



### 地域計画案の取りまとめ

市町村は、農業委員会から提出のあった目標地図の素案を踏まえ、地域計画の案の作成



## 地域計画の公告・周知

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課 (03-6744-1760)

「営農型太陽光発電」に係る農地法施行規則の一部改正並びに農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの案について

1 経過

- 営農型太陽光発電事業を行う場合の支柱部分の一時転用許可基準等の詳細については、これまで「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 30 年 5 月 15 日付け 30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知）に定められてきたものの、発電に重きを置き営農がおろそかにされるケースが散見されている状況にある。
- このため、国は、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという本来あるべき姿とするため、「農地法施行規則の一部改正」並びに「ガイドラインの制定」を行うこととし、パブリックコメントの募集を行った。(R6.1.2 締切)

2 改正案の内容

(1) 農地法施行規則の一部改正（要約）

条文等	内容
<p>(農地を転用するための許可申請)</p> <p><b>第 30 条の 2</b></p>	<p>■ 営農型太陽光発電を目的とする場合は第 30 条の 1 に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 営農型太陽光発電設備等必要な設備に係る設計図</li> <li>2 パネル下部の農地における栽培計画、収支見込みなどの営農に関する計画</li> <li>3 パネル設置による下部農地の営農への影響見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (※)             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申請に係る農地の市町村域内における生産量及び品質のデータ</li> <li>② パネル下部の農作物について必要な知見を有する者の意見</li> <li>③ 先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績</li> </ol> </li> </ol> <p>※ <u>市町村域内で栽培されていない農作物または生産に時間を要する農作物の場合は①及び次のいずれかの書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請前に市町村域内で試験的に栽培した農作物の栽培実績</li> <li>・栽培する農作物を栽培する理由</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>④ パネルを撤去するのに要する費用を設置者が負担する旨の書面</li> <li>⑤ 毎年、下部で栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を知事等に提出する旨の書面</li> </ol>
<p>(申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが<u>確実と認められない</u>事由)</p> <p>&lt;不許可理由&gt;</p> <p><b>第 47 条</b> <b>第 57 条</b></p>	<p>■ 営農型発電である場合は、次に掲げるときに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平均的な単収と比較して概ね 2 割以上減少するおそれ</li> <li>○ パネル下部の農地の全部又は一部において<u>営農が行われ<sup>る</sup>ない</u>見込みがない</li> <li>○ 生産される農作物の品質を著しく劣化させるおそれ</li> <li>○ 農地転用許可権者への栽培実績報告等が適切に提出されないおそれ</li> <li>○ パネル下部の農作物の生育に必要な日射に影響を及ぼすおそれ</li> <li>○ 農作業を効率的に行う空間を確保する措置が講じれていない</li> <li>○ 農地法第 51 条第一項の規定による原状回復等の措置を命じられている</li> </ul>

## 営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン（要約）

### 1 営農型太陽光発電とは

一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業

### 2 一時転用許可の手続

#### (1) 許可申請書の添付資料

- ①「農地法関係事務処理要領の制定について」に定める書類
- ②営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図
- ③下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項を記載した営農計画書
- ④営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類として、つぎの書類
  - 市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ（試験場の調査結果等）
  - 下部農地で栽培する農作物について必要な知見を有する者（普及指導員、設備製造業者等）の意見書
  - 先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績
  - さらに、市町村で栽培されていない農作物または生産に時間がかかる農作物の場合、「当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績」又は、「単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由書」
- ⑤パネルを撤去するのに必要な費用を「設置者」が負担することを証する書面
- ⑥毎年、栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者に提出することを誓約する書面

#### (2) 一時転用許可基準

- 「農地法関係事務に係る処理基準について」及び「農地法の運用について」の制定について」の定めによるもののほか、次に掲げる事項に該当することを確認する。
- ①申請に係る転用期間が別表（10年以内又は3年以内）の区分に応じた期間内であり、下部農地で営農の適切な継続を前提として支柱を立てるものであること
  - ②営農型太陽光発電事業終了後に支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ転用面積が必要最小限で適正と認められること  
また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であること
  - ③下部の農地における営農の適切な継続が確実（※）と認められること  
※次に掲げる場合のいずれも該当しないことをいう
    - ・栽培する農作物の単収が、同じ年産の市町村区域内の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少する場合
    - ・当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、上記2（1）④の「さらに」で始まる下線部の書類に記載された単収より減少する場合
    - ・遊休農地を再生利用する場合、法32条第1項各号の遊休農地に該当することとなる場合
    - ・生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがある場合

(2) 一時転用許可基準 (つづき)

- ④農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、営農の状況が適確に確認できると認められること
- ⑤営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つことができるものと認められること
- ⑥支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること
- ⑦位置等からみて、周辺の農地の効率的な利用(※)、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- ※特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意
- ・農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
  - ・農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと
  - ・農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する「地域計画」の区域内で営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること
- ⑧支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること
- ⑨営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、申請者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがあること
- ⑩請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと

(3) 一時転用許可につける条件 (主なもの)

- ①農作物に係る栽培実績及び収支の状況を毎年報告すること。栽培実績は、必要な知見を有する者の確認を受けること
- ②営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること
- ③営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型太陽光発電設備を改築する場合又は営農型太陽光発電に係る事業を廃止又は第三者に承継する場合には、遅滞なく報告すること
- ④営農が行われない場合又は営農型太陽光発電事業が廃止される場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地利用ができる状態に回復すること など

(4) 一時転用許可に当たっての留意事項

- ①都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取  
申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える場合
- ②許可基準の適合性等に係る国への相談 (許可権者 → 国)  
申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超える場合



### 3 一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

#### (1) (一時転用許可を受けた者) 栽培実績及び収支の報告

翌年2月末日までに次の事項について報告する

- ①栽培実績書 (必要な知見を有する者の確認を受けること)
- ②収支報告書 (売電収入や発電事業者からの営農協力金含む収支の状況)

#### (2) (1) の報告の扱い

- ① 農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長に報告する
- ②この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事に写しを送付する

### 4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等

#### (1) 農地転用許可権者による事業の進捗状況の把握及び指導等

- ①一時転用許可後の転用事業の進捗状況を確認するとともに、次に該当する事案は、毎年度現地調査を行う
  - ・支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタール超
  - ・上記3-(1)の①の実績書において、営農に支障が生じていると判断されるもの
- ② ①の確認及び現地調査により、同一作物の単収より概ね2割以上減少している場合、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導する
- ③営農が行われない場合、営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合又は②の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合は、一時転用許可を受けた者に対して、営農型太陽光発電設備を撤去するよう指導する
- ④農地転用許可権者は、①の進捗状況の確認等と合わせて、収支報告書と営農計画の収支の見込みを比較し、計画に沿った農業経営が行われているかを確認する(その際、売電の収益が、下部の農地の営農者の農業経営の維持発展に寄与し、もって地域の持続的な農業生産につながっているか否かについても検討するよう努めること)
- ⑤ ①以下の事務を的確に行うため、情報を記録した台帳を作成・保管する

### 5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、

- ①農地転用許可権者は、2の手續に準じた手續により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断する。
- ②なお、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえ、やむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断する。  
この際、当初許可において、遊休農地に該当するとして2の(2)の③の一番上の「・」の要件(同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと)を適用しなかった場合においても、再許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用されることに留意する。

(参考)

## 「営農型太陽光発電」に係る農地法施行規則の一部改正並びに農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドラインの案に対する（一社）長野県農業会議の意見について

■ 令和5年12月27日（水）

### ■ 意見の内容

今回の見直しは、太陽光発電設備の下部の農地で適正な営農の継続に向け、これまで現場が困っていた事項や、曖昧だった事項を明確化し、課題解消につなげるものであり農水省の取組を高く評価するものであります。この内容が、後退することがないように期待しています。

一方で、今回の見直しでは、重要な下記事項が欠落しており、栽培作物を熟慮しない安易な営農計画の提出や、恣意的な作物の変更による地域平均出荷量の8割要件の回避など、不適正な営農の「抜け道」となることを懸念しています。

つきましては、こうした抜け道を利用し不適正な計画を提出する者が出ないように、「営農計画期間の途中で農作物を変更する場合の手続き」をガイドライン等で明記していただきますようお願いいたします。

また、ガイドラインの別表、様式等について、修正が必要と考える点を記載しましたので、併せて御検討ください。

### 記

#### 1 追記すべき重要な事項

営農計画期間の途中で農作物を変更する場合の手続きについては、現在、明確な規定がない状況にある。

農林水産省の「営農型発電設備の事務用 Q&A（営農型発電設備の設置者向け）」令和3年7月（改定版）では「農作物を変更する場合には、営農計画書を新たに作成し、農業委員会に提出し確認を受けること」とされているが、手続きに「許可権者の関与」がなく、また、「確認」という表現が極めて曖昧であり、罰則もないため、一時転用許可を受けた者への適切な指導が困難となっている。

さらに、作物の変更手続きが曖昧で許可権者の関与がないことが、安易な作物の選定や、その後の変更つながっているとの現場の指摘があることから、営農計画期間の途中で農作物を変更する場合は、必ず農地転用許可権者の承認を受けることを義務付けることとし、その手続きをガイドライン等で明記していただきたい。

#### （参考記載例）

○営農型太陽光発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、営農計画期間中に、やむを得ない事情により、下部の農地に係る栽培作物を変更しようとする場合には、あらかじめ、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の別添「農地法に係る事務処理要領」第4の6のオの規定に準じて、農地転用許可権者に営農計画の変更を申請し、承認を受けるものとする。

#### 2 様式等に対する修正等

「パネル下部農地における営農計画書」、「栽培実績書」等の申請時や報告時の様式について修正等の意見を提出

【これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。】

農林水産省  
令和6年1月12日  
7時40分現在

令和6年能登半島地震に係る農林水産関係の被害・対応状況

農林水産関係の被害及び対応状況を報告します。

1 農林水産関係の被害

<農作物等の被害情報>

- ・長野県において、農地2か所、農業用施設3か所の被害
- ・石川県において、畜産農家で停電1件・断水43件、施設損壊41件（損壊に伴う家畜被害3件）、道路損傷26件（うち農場への出入り不可4件（停電・断水の可能性あり））、県施設（農業試験場及び畜産試験場）のガラス破損・堆肥舎の一部破損・一部地盤陥没、放牧場の施設で一部破損、畜産センターで断水・停電・施設一部破損、食肉センターで一部損傷・地盤陥没（作業に支障なく1月8日から屠畜開始）、北部家畜保健衛生所・北部家畜保健衛生所能登駐在で施設一部損壊・断水等、緑化センターで施設一部損壊、農地9か所、農業用施設184か所の被害
- ・新潟県において、いちごの果実損傷・栽培棚からの落下による損傷・栽培棚の落下、ハウス液状化によるチューリップの廃棄、パイプハウス14棟で内部の地割れ・液状化、チューリップ栽培棚の崩れ、わさび園の受水槽ポンプ配管破損（復旧済み）、ぶどうのフリーズドライ加工施設で基礎のひび割れ等、鶏舎の集卵配送ラインの破損等（復旧済み）、農作業小屋41棟倒壊、農作業所2棟壁崩れ・柱の傾き、ポンプ小屋が液状化による沈下、採卵鶏の飼料タンクの破損、カントリーエレベーター7か所で、乾燥設備等損傷・サイロ下陥没・敷地内アスファルト隆起等、JA農業倉庫（ラック倉庫含む）等16か所で、外壁ひび割れ・大型シャッター破損・ガラス破損等、共同作業場（集出荷・選果場等）4か所で、床・外壁ひび割れ等、育苗施設3か所で、育苗設備等損傷、加工処理施設等（餅工場、大豆出荷調整施設、精米施設等）3か所で、水道管・内壁等損傷、資材庫で建屋傾斜、農業法人所有のライスセンターの糲タンクの破損等、農業法人所有の米倉庫で床の隆起、JA米倉庫23棟で荷崩れ・一部破袋、農業法人の米・大豆倉庫3棟で荷崩れ・一部破袋、乾燥調製施設で米搬送パイプ損傷（復旧済み）、農地7か所、農業用施設等111か所の被害

- ・富山県において、高設イチゴベンチ転倒・地面隆起、鶏舎の敷地内斜面崩落、洗卵選別施設横の崖崩れ、卵保管場所の地盤沈下、格納庫地盤沈下・農作業上ガラス破損、養豚舎周辺の地盤液状化、畜舎基礎部分の損傷、カントリーエレベーター10か所で施設基礎ズレ等、ライスターミナルでラック倉庫内部に被害、育苗センター2か所で外壁・内壁亀裂・オーバーライダーの損傷等、青果物センター施設で基礎ズレ、くん炭施設でもみがら搬送ダクト亀裂、堆肥舎2か所で駐車場法面土砂崩れ・機械破損等、大豆共同乾燥施設で瓦落下・施設内壁崩落・昇降機変形、はとむぎ焙煎施設で焙煎機ガス管ズレ、農業用倉庫28施設で外壁亀裂等、食肉流通施設で路面地盤沈下・亀裂・配管・側溝損傷・屋根板落下、農地28か所、農業用施設等128か所の被害
- ・福井県において、農地11か所、農業用施設42か所の被害
- ・岐阜県において、農地2か所、農業用施設1か所の被害

#### <林野関係の被害情報>

- ・長野県において、特用林産施設等30箇所の被害
- ・石川県において、近畿中国森林管理局のヘリ調査を実施し、珠洲市、輪島市及び能登町等で多数の山腹崩壊・地すべりを確認(被害状況確認中)、現在、林地荒廃19箇所、治山施設5箇所、林道施設等57箇所、木材加工流通施設11箇所、特用林産施設等12箇所の被害
- ・新潟県において、林道施設等6箇所、特用林産施設等29箇所の被害
- ・富山県において、林地荒廃2箇所、林道施設等15箇所、木材加工流通施設5箇所、特用林産施設等7箇所の被害

#### <水産関係の被害情報>

- ・石川県において、漁船の転覆、沈没120隻以上、座礁15隻以上、流出10隻以上の他、漁船15隻が新潟県の沿岸に漂着、水産総合センターの配管の破損等の被害、58漁港で防波堤、岸壁、臨港道路の損傷等(輪島市から珠洲市の外浦海域の漁港では、地盤隆起により、海底が露出)の被害、水産業共同利用施設(荷さばき所等)26か所で損傷等の被害
- ・新潟県において、漁港内で漁船16隻が横転、破損等、陸上保管していた漁網の流出、陸上水槽の稚ナマコの流出、液状化による漁協事務所の傾き、3漁港で臨港道路の破損等の被害、水産業共同利用施設(荷さばき所等)5か所で液状化等の被害
- ・富山県において、漁船の沈没3隻、破損4隻、定置網約46か所(小型含む)の破損又は流出等、サケ稚魚飼育池の配管の損傷及びサケ稚魚の斃死等、10漁港で岸壁、護岸の沈下、臨港道路の破損等の被害、1漁港海岸で離岸堤損傷の被害、水産業共同利用施設(給油施設等)6か所で傾きや損傷等の被害
- ・福井県において、漁船1隻のプロペラ破損の被害

## 2 ため池・ダム等の被害情報

### (1) 防災重点農業用ため池

- ・点検対象の防災重点農業ため池は2,069か所
- ・富山県8か所、石川県60か所で堤体に損傷を確認（損傷箇所の保護、ため池の水位低下を指導済み）

県	点検対象	点検済み	異常		備考
			なし	あり	
山形県	1	1	1	-	
福島県	2	2	2	-	
長野県	30	30	30	-	
新潟県	414	414	414	-	
富山県	437	437	429	8	
石川県	1,131	837	777	60	
福井県	16	16	16	-	
岐阜県	29	29	29	-	
滋賀県	6	6	6	-	
大阪府	2	2	2	-	
兵庫県	1	1	1	-	
合計	2,069	1,775	1,707	68	

### (2) ダム

- ・点検対象の農業ダムは56か所（国造ダム：18か所、補助ダム38か所）
- ・石川県の国造ダム1か所の目視点検において、堤体天端のアスファルト舗装にひび割れを確認、ブルーシートによるひび割れ部分の保護を行い、ダムの水位低下を実施中
- ・石川県の補助ダム1か所の目視点検において、堤体天端のアスファルト舗装に軽微なひび割れを確認、ブルーシートによるひび割れ箇所の保護等を行うよう県に指導
- ・富山県の補助ダム1か所の目視点検でダム下流部で濁り水が見られ、現在、詳細点検の結果、異状がないことを確認

#### <国造ダム>

県	河川内のダム	点検対象	点検済み	目視点検		詳細点検	
				異常なし	異常あり	異常なし	異常あり
				福島県	○	2	2
新潟県	○	7	7	7	0	7	0
		2	2	2	0		
富山県	○	4	4	4	0	4	0
石川県	○	1	1	1	0	1	0
		2	1	0	1		
合計		18	17	16	1	14	0

<補助ダム>

県	河川内のダム	点検対象	点検済み	目視点検		詳細点検	
				異常なし	異常あり	異常なし	異常あり
福島県	○	4	4	4	0	4	0
長野県	○	1	1	1	0	1	0
新潟県	○	13	13	13	0	13	0
富山県	○	2	2	1	1	2	0
		3	3	3	0		
石川県	○	3	2	3	0	2	0
		5	5	4	1		
福井県	○	1	1	1	0	1	0
		3	3	3	0		
岐阜県	○	3	3	3	0	3	0
合計		38	37	36	2	26	0

(3) 農村生活環境施設

・農業集落排水施設

新潟県柏崎市の1施設で管路等に被害があったが復旧済み、上越市の9施設で管路等に被害があったが機能に支障なく稼働中、刈羽村の1施設で管路等に被害があったが復旧済み

富山県富山市の1施設で污水处理場周辺の地盤沈下があったものの、污水处理場は正常に稼働中、また、同市の別の1施設で管路等に被害があったが、通水機能に支障はなく稼働中、南砺市の1施設で管路に被害があるが、機能に支障なく稼働中

石川県七尾市の20施設で管路等に被害があり、詳細確認中

県	点検対象	点検済み	被害状況		備考
			被害なし	被害あり	
長野県	26	26	26	0	
新潟県	131	131	120	11	
富山県	142	78	74	4	污水处理場 92 施設点検済み 管路 78 施設点検済み
石川県	156	60	24	36*	污水处理場 113 施設点検済み 管路 60 施設点検済み
福井県	1	1	1	0	
岐阜県	36	36	36	0	
合計	492	332	281	51	

\*MAFF-SAT による調査により石川県内の 36 施設で管路等に被害確認

・ 営農飲雑用水施設

新潟県の2施設で管路に被害があったが復旧済み

県	点検対象	点検済み	被害状況		備 考
			被害なし	被害あり	
長野県	5	5	5	0	
新潟県	59	59	57	2	
富山県	8	6	6	0	
石川県	35	30	24	6*	
福井県	2	2	2	0	
岐阜県	15	15	15	0	
合計	124	117	109	8	

※MAFF-SAT による調査により石川県内の6施設で管路等に被害確認

## 令和6年1月1日の「令和6年能登半島地震」による被害状況 (令和6年1月10日17:00現在 第2報)

農政部農業政策課

### 1 概況

- 1月1日(月)16時10分頃に石川県能登地方を震源として発生した「令和6年能登半島地震」により、長野、北信地域において農業被害が発生した。
- 被害の内容としては、きのこ栽培施設における培養ビン・栽培ビンの落下被害が確認されており、被害額は4市町で 19,741千円となっている。
- 被害状況は下記のとおりであるが、速報値であるため、今後の調査によって数値等が変わることがある。

### 2 地震の状況 (気象庁発表)

発生日時		令和6年1月1日 16時10分頃
震源・規模	震源	石川県能登地方
	地震の規模	マグニチュード7.6
長野県内各地の震度	震度5弱	長野市、信濃町、栄村
	震度4	松本市、上田市、諏訪市、小諸市、大町市、中野市、飯山市、千曲市、茅野市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町、木曾町、麻績村、白馬村、小谷村、小布施町、木島平村、野沢温泉村、小川村、飯綱町

### 3 地区別被害状況

(単位:千円)

区 分	農作物災害		被害金額計	被害農作物
	きのこ			
	数量(t)	金額		
長野地域振興局計	<u>1.0</u>	<u>173</u>	<u>173</u>	
長野市	0.9	152	152	えのきたけ
小布施町	<u>0.1</u>	<u>21</u>	<u>21</u>	ぶなしめじ
北信地域振興局計	<u>75.4</u>	<u>19,568</u>	<u>19,568</u>	
中野市	35.4	8,977	8,977	えのきたけ、ぶなしめじ、エリンギ
飯山市	<u>40.0</u>	<u>10,591</u>	<u>10,591</u>	えのきたけ、ぶなしめじ
県計 (3市1町)	<u>76.4</u>	<u>19,741</u>	<u>19,741</u>	

### 4 対応

- 1月4日に「地震によるきのこ栽培被害における技術対策」を発出し、農業農村支援センターが生産者団体等と連携し、被災農家等に対し、技術指導及び営農相談等を行っている。



農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について

令和6年1月10日  
 (-社)全国農業会議所  
 全国農業新聞

1. 趣 旨

1月1日から断続的に発生した石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震により、多数の死傷者が出るとともに家屋や公共施設等の倒壊をはじめ農地・農業用施設などにも多大な被害が発生し、多くの方々が避難生活を余儀なくされています。また、依然として余震が続いており、被災農業者は心身共に極度の疲労状態にあります。

このような状況に対し、農業委員会組織として被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、下記の通り義援金の募集活動を実施することとします。

2. 実施期間

当面、令和6年1月15日(月)から3月29日(金)まで(状況により締切日を延長する可能性がありますので予めご了承下さい)

3. 対象者

農業委員・農地利用最適化推進委員並びに農業委員会事務局職員、都道府県農業会議・全国農業会議所の役職員及び都道府県農業会議・全国農業会議所が事務局を所掌する各種農業経営者組織等の関係者

4. 実施方法

個人による送金を基本とします。1口1,000円にて、1月15日(月)から3月29日(金)までに以下の指定口座に送金することとします。送金手数料は各自でご負担下さい。

なお、市町村農業委員会、都道府県農業会議毎にとりまとめの上、送金いただいても結構です。

《送金先口座名》

①ゆうちょ銀行より送金する場合

ゆうちょ銀行【口座番号:00100-3-487564】

口座名 全国農業会議所義援金口座

(加入略)【セソコノギヨウカイシヨギエンソコウガ】

②他行より送金する場合

銀行名:ゆうちょ銀行

金融機関コード:9900

店番:019

預金種目:当座

店名:〇一九店(セソコノギヨウカイシヨギエンソコウガ)

口座番号:0487564

口座名 全国農業会議所義援金口座

## 5. 所得税法に基づく寄付金控除手続について

本義援金の被災地への贈呈後、全国農業会議所所轄の麹町税務署に所得税・法人税の寄附金控除制度適用の照会を行い、改めて都道府県農業会議を通じて農業委員会に通知します。

個人の寄附者が確定申告をする際、この度の義援金募金専用口座であることが確認できる資料として本文書を、送金時の「ご利用明細票」または「振替振込請求書兼受領証」と併せて確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示して下さい。法人の場合は、確定申告書に送金時の「ご利用明細票」または「振替振込請求書兼受領証」を添付するとともに、本文書を書類として保存しておいてください。

また、市町村農業委員会、都道府県農業会議毎にとりまとめた際に必要となる「預り証」の発行につきましては別途ご連絡しますので、送金時の「ご利用明細票」または「振替振込請求書兼受領証」を保管しておいて下さい。

## 6. 義援金の拠出先

本義援金につきましては、今回の能登半島地震で被災した県に対して被害額に応じて拠出することといたします。

## 7. 結果報告

全国農業会議所は、義援金額等の活動結果について全国農業新聞等を通じて報告するものとします。

### 《事務局連絡先》

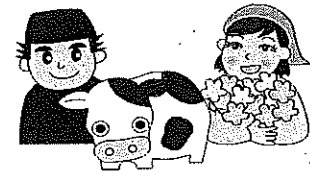
全国農業会議所農政部

電話：03-6910-1122

FAX：03-3261-5131

e-mail：nousei@nca.or.jp

## 実りの年金・美味しい年金 農業者年金



### 加入推進ニュース



一般社団法人 長野県農業会議  
令和6年1月15日 <No.10>

#### ☆ 12月の新規加入実績

表1のとおり8市町村において14人の新規加入者を確保いただきました。

これにより、令和5年度の新規加入者は、県全体で80人（目標達成率53%）となりました。本年度は151人の加入を目指しています。引き続き推進活動をよろしくお願ひします。

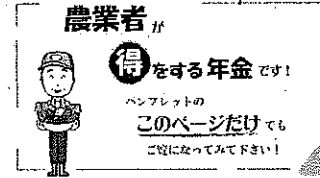
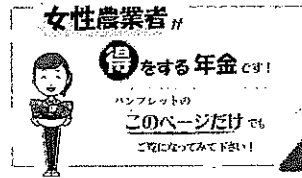
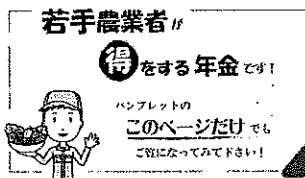
表1 12月の新規加入者数

(単位：人)

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20~39歳	女性		全体	20~39歳	女性
佐久市	1			安曇野市	1	1	
川上村	1	1	1	朝日村	2		1
茅野市	4	2	2	長野市	2		1
下條村	1	1		山ノ内町	2	2	1
				合計8市町村	14	7	6

#### ☆ 新たな啓発資料（若者・女性・一般）をご活用ください！

##### 種類



##### 啓発資料の目的

この啓発資料は、農業者が「農業者年金パンフレット」を開き、読み進めていただけるよう導くための資料です。（同パンフレットとセットでご活用ください）

##### 活用いただくメリット

1

推進者（農業委員等）が農業者年金制度を説明する負担を軽減させることができる。

2

農業者が、農業者年金制度の内容や魅力を簡潔に知ることができる。

3

農業者の加入に向けての気持ちを喚起させることができる。

#### ☆ インフォメーション

2月19日（月）13:15~15:00 農業者年金担当者会議（WEB）を開催します。  
内容：①業務委託手数料の適正な事務処理について ②事務引継ぎについて

# 農業者年金の令和5年度目標数・新規加入者数・目標達成状況

(令和5年12月末日現在)

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性
小諸市	3	2	1	1					
佐久市	5	3	2	2					
小海町	1	1	1	1	1		○	○	
佐久穂町	2	1	1						
川上村	6	6	3	2	1	1			
南牧村	3	3	2	1	1	1			
南相木村	1	1	1	1	1		○	○	
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1		1						
御代田町	1	1	1						
立科町	1	1	1						
佐久計	25	20	15	8	4	2	2	2	0
上田市	3	2	1	2	1	2			○
東御市	2	2	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1						
上田計	7	6	4	2	1	2	0	0	1
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1	2	1		○	○	
茅野市	2	1	1	4	2	2	○	○	○
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1						
原村	3	2	1	1					
諏訪計	9	6	6	7	3	2	2	2	1
伊那市	3	1	1						
駒ヶ根市	2	1	1	1		1			○
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1						
南箕輪村	1	1	1	3	1	1	○	○	○
中川村	1	1	1	2		1	○		○
宮田村	1	1	1						
上伊那計	11	8	8	6	1	3	2	1	3
飯田市	6	3	2	2	1	1			
松川町	2	2	1	2	1		○		
高森町	2	1	1	3	2		○	○	
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1							
根羽村	1								
下條村	1	1	1	1	1		○	○	
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1						
豊丘村	1	1	1	2	1		○	○	
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	12	12	10	6	1	4	3	0

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性	全体	うち 20~ 39歳	うち 女性
上松町	1	1	1						
南木曾町	1	1	1						
木曾町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曾計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	9	5	4	8	3	6			○
塩尻市	4	2	2	2		2			○
安曇野市	3	3	2	1	1				
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1	3	1	2	○	○	○
山形村	2	1	1	4	4	2	○	○	○
朝日村	2	1	1	3		2	○		○
筑北村	1	1	1	1			○		
松本計	23	15	13	22	9	14	4	2	5
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1	1		1	○		○
小谷村	1	1	1						
北アルプス計	5	5	5	1	0	1	1	0	1
長野市	8	3	3	7	3	3			○
須坂市	4	2	2	1					
千曲市	3	1	1	1	1				○
坂城町	1	1	1						
小布施町	3	1	1						
高山村	1	1	1	1	1		○	○	
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1	1	1				○
小川村	1		1						
長野計	24	11	12	11	6	3	1	4	1
中野市	9	4	3	5	5	2			○
飯山市	4	1	1	3	2	1			○
山ノ内町	4	2	2	5	2	2			○
木島平村	1	1	1						
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	20	10	9	13	9	5	0	3	2
県計	151	97	89	80	39	33	16	17	14

53% 21%

は、令和5年度目標数を達成した市町村。

# 農地法制の見直しの方向性について（案）

---

令和5年12月13日  
農林水産省 経営局・農村振興局

### 【基本的な考え方】

食料安全保障の根幹は人と農地の確保である。しかしながら、現行基本法の制定以来、農地面積、基幹的農業従事者数はいずれも減少が続いており、農業の持続的な発展には大きな課題が横たわっている。一方、これまでの政策の下で、農地全体の減少に対し、農用地区域内農地はほぼ横ばいの微減に留まるとともに、担い手については、法人等、団体の経営体やその就業者は増加しており、農業関係者の努力と施策の結実も見られるところである。こうした状況にあって、これまでの措置を深化するとともに、時代の変化に対応した新規の政策を具体化していくことが、現行基本法制定から20年が経過した今まさに求められている。

このような時代の要請に向き合い、令和6年の通常国会への改正法提出も視野に、以下のように講ずるべき法制上の措置の検討を進めることとしてはどうか。

## 1. 農地の総量確保に向けた措置

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の改正等により、次のような措置をとることとしてはどうか。

- ① 目的規定に食料の安定供給の確保と農用地等の確保を明記するとともに、国と地方公共団体の責務を規定する。
- ② 農用地区域からの集团的農用地の除外について、都道府県の同意基準として都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがある場合には同意できないことを明記するなど、除外に係る要件を厳格化する。その際、国の基本指針に食料の安定供給の確保等を踏まえたと農用地等の確保に関する基本的考え方に係る記載を追加し、当該基本指針の国の面積目標に基づいて都道府県の面積目標を設定することとする。
- ③ 国及び都道府県の面積目標の達成に向け、都道府県が一定の規模以上の除外の協議の資料の写しを国に提出する規定及び必要に応じて国が説明を求め規定を追加する。
- ④ 現在のすう勢が続けば面積目標の達成状況が不十分になり得る場合に、国が都道府県に対して勧告する仕組みを追加するとともに、是正の要求も柔軟に行える措置を追加する。
- ⑤ 面積目標の達成等に向けて、国と地方で協議を行う場を設置する。
- ⑥ 地域計画内の農地の農用地区域への編入を促進するため、地域計画内の農地を農用地区域に定めるべき土地として明記する。

## 2. 農地の適正利用に向けた措置

農地法（昭和27年法律第229号）の改正等により、次のような措置をとることとはどうか。

- ① 違反転用に係る原状回復等の措置命令を履行しない者について、その旨を公表する仕組みを設ける。
- ② 営農型太陽光発電について、許可基準・提出資料の規定を法令へ明記するとともに、農地法において、農地転用の許可に際し、定期報告を行う等の条件を付けることを義務化し、違反した場合は許可取消しに つながる仕組みを構築する。また、制度の目的・趣旨をガイドラインで明確化し、既設の不適切な営農型 太陽光発電については、一時転用許可の再許可時に許可しない。
- ③ 農地の権利取得の要件として農地法等の農業関係法令の遵守状況を追加し、併せて、過去、農地の権利 取得後に耕作の事業に供することなく、他者に譲渡したり、転用したりする行為等を行った者について農 地の権利取得が認められないことを処理基準で明確化する。また、市町村を跨いだ違反情報等の共有の円 滑化に係る手法については、関係行政機関の実務の状況等を踏まえ検討を進める。
- ④ 地域計画の区域内における遊休農地に関する裁定申請を義務化し、かつ申請期限を短縮する。
- ⑤ 地域ごとの運用の不均衡の是正・防止を図るため、国において、転用基準の解釈などについて運用通知 で明確に示すとともに、地方公共団体の担当者を対象とした実務研修の開催や、農地転用許可事務の実態 調査などを継続的に実施する。



### 3. 人と農地の受け皿となる農地所有適格法人の経営基盤強化

農外企業の農業参入については引き続きリースが基本である。一方で、農地所有適格法人の一部に、取引企業との連携による経営発展を図るニーズがあることも踏まえ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の改正等により、次のような措置をとることとしようか。

① 農外企業の関与の増加等への農村現場の懸念に対応した措置を講ずることを前提として、農地所有適格法人が、食品事業者・地銀ファンドとの連携による経営発展のための措置を実施するに当たり、食品事業者・地銀ファンドの出資に係る議決権要件の特例について農林水産大臣の認定を申請できるとし、認定を受けた場合に、農地法における同法人の議決権要件の特例等の措置を講ずる。

また、懸念に対応した措置として、以下の条件等を定めるものとする。

ア 特例を申請できるのは農地所有適格法人かつ認定農業者としての地域での実績を有する者であることを要件とする

イ 特例の申請は地域計画に位置付けられている担い手であることを要件とする

ウ 特例を適用する法人の農地転用を制限する

エ 特例に係る出資を活用する取組内容は地域農業に裨益すること等を条件化する

オ 特例による出資ができる者は、農業者と農業上の取引実績が十分にある食品事業者・地銀ファンドに限定する。なお、対象事業者の範囲は政省令で詳細を定めるとし、その制定・改正にあたっては党に諮るものとする

カ 特例を適用しても農業者割合は特別決議の拒否権を持つ1/3超とし、かつ農業者と食品事業者・地銀ファンドで過半数以上でなくてはならないものとする。また、農地の権利移転・転用、取締役の選解任等を特別決議の対象とすることを要件とする

キ 経営の支配に関わる株式を発行する場合には、そのうち農業者が過半を持たねばならないものとする

ク 特例の認定後も地域と連携し国が監視し、必要に応じ指導、農地買収を行うものとする

ケ 出資をする食品事業者の株主構成の変更を把握し、認定された内容に影響する事業変更等がある場合は再審査を行うものとする

このほか、懸念に対応していくため、出資者の株主構成の変動に備えた議決権を回復する手法等の周知や外為法に基づき事前審査による外資の出資把握、事後モニタリングを実施する。

② アグリビジネス投資育成株式会社については、出資割合の上限を見直し、総議決権の50%を超える場合に4も出資を可能とする。

# (参考) 食料安全保障の確保に向けた人と農地の対策の方向性

## 現状・今後の見通し

- ・気候変動による食料生産の不安定化や世界的な人口増加等に伴う食料争奪の激化
- ・基幹的農業従事者数 今後20年で116万人→30万人に

## 目指す姿

- ① 農地の総量確保・適正利用
- ② 法人も含めた担い手と多様な農業人材による農地の有効利用

## 【これまでの人・農地施策】

リース方式による

農地の活用

(今後とも企業の農業参入はリース方式が基本)

新規就農者支援や  
農地の集積・集約化など  
担い手の育成・確保

地域計画の策定徹底

(～R7年3月)

## 【新たな展開方向に基づき施策】

これらの措置を総動員

担い手と  
多様な農業人材の確保

- 受け皿となる経営体の育成・確保
- 労働力の確保・経営力の向上
- 多様な農業人材の意欲的な取組推進等

農地の確保と  
適正・有効利用

- 農用地区域の変更に係る国の関与の強化
- 農地所有資格法人の経営基盤強化
- 中山間地域における農地バンクの関与の在り方検討 等

# 農地法制見直し懸念

## 全国知事会が緊急要請

全国知事会は10日、農地法制の見直しを巡り緊急要請を行った。農地の転用規制を強化する国の方針に懸念を表明。地方分権の観点から、国による土地利用規制は「必要最小限とし、地方の意見を十分聞くよう訴えた。同日、知事会の農林商工常任委員長を務める岩手県の遠増拓也知事と、茨城県の大井川和彦知事らが、東京・霞が関の農水省を訪れ、舞立昇治政務官と面



舞立政務官に要請書を手渡す遠増知事(左)と大井川知事(中)。(10日、東京・霞が関で)

会、要請書を手渡した。政府は1月下旬召集の通常国会に、農地の総量確保などを狙いとする法案を提出する。転用を禁じる「農用地区域」の変更について、国の関与を強めたり、地域計画内の農地の転用規制を強化したりする方向だ。

遠増知事は要請で、

「地方公共団体の自主性・自立性に配慮した対応を」と訴えた。要請書では、地方が主体的に農地の確保目標を設定できるよう主張。特に、農用地区域の設定・除外に関しては、地域事情に応じた「柔軟な対応」を求めた。

これに対し、舞立政務官は、農地の減少が

止まらない現状や食料自給率の低下を踏まえ「これ以上、農地を減らすことは、一人一人の食料安全保障の観点から適当ではない」と強調。「地方の取り組みを尊重しながら、どう人と農地を守っていくかについて一緒に議論させてほしい」と理解を求めた。

同席した大井川知事は面会后、記者団の取材に「規制強化すること、この法案なので、地方は危機意識を持ってい